令和4年7月定例会

春日部市教育委員会会議録

令和4年7月14日

春日部市教育委員会

I 期 令和4年7月14日 木曜日 日

Ⅱ場所 春日部市教育センター 2階 視聴覚ホール

Ⅲ 開 会 13時30分 IV 閉 会 13時55分

V 教育長及び出席委員

教育長 鎌田 亨 水沼 章文 教育長職務代理者 教育委員 金森 良泰 岡田 新司 教育委員 秋山 早苗 教育委員

VI 説明のための出席者

【学校教育部】

学校教育部長 中島 拓 学校教育部学務指導担当部長 舘野 俊之 学校教育部次長兼学校総務課長 篠原 直樹 学校教育部学務指導担当次長兼指導課長 大野 明彦 学務課長 柴山 伸之 指導課担当課長兼教育相談センター所長 山本 智英

【社会教育部】

社会教育部長 大川 裕之 神谷 司 社会教育部次長兼社会教育課長 社会教育部参事兼社会教育課生涯学習推進担当課長兼 視聴覚センター所長 木舟 宏美 中野 達也 文化財保護課長 文化財保護課長兼郷土資料館長 實松 幸男

スポーツ推進課長 清水 一男 隅田松千代

中央公民館事業担当課長

VII 書記

学校総務課 総務担当主幹 林 亮平 学校総務課 総務担当主査 伊藤 知子

Ⅷ 署名委員の指名

水沼委員

IX 会議に附した議案

議案第24号	春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正について
議案第25号	春日部市立図書館運営審議会委員の委嘱について
議案第26号	春日部市市史編さん委員会委員の委嘱について
議案第27号	春日部市スポーツ推進委員の委嘱について
報告第27号	春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について
報告第28号	春日部市未来を育む奨学金提案事業審査委員会要綱の制定について
報告第29号	春日部市学校給食費支援事業補助金交付要綱の制定について
報告第30号	春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の
	任命に係る専決処理について

X 議題及び議事の大要

鎌田教育長

それでは、ただいまから7月定例教育委員会を開会いたします。

はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。水沼委員、お願いします。

前回会議録(案)については、事務局より各委員に事前に配付しています。質疑等があれば、お聞かせ願います。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

事前に配付した会議録(案)のとおりでよろしいですね。

[「結構です」と言う人あり]

鎌田教育長

前回会議録(案)は、事前に配付した会議録のとおり承認されました。それでは事務局、 会議終了後、前回署名委員の署名をいただいてください。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第24号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正について を議題とし、説明を求めます。柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

議案第24号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、ご説明申 し上げます。議案書1ページをご覧ください。

まず、提案理由につきましては、学校給食費の公会計制度の導入に伴い、春日部市学校 給食費の管理に関する条例及び同条例施行規則により学校給食費に関する事項を一律に定 めるとともに、あわせて整理するため、本規則の学校給食費に関する規定等を改正したく、 提案するものでございます。

続きまして、規則の改正内容について、主なものをご説明申し上げます。議案書2ページをご覧ください。

はじめに、第3条第1号ならびに、第5条において、学校給食センターの事務分掌、専 決事項として「給食計画に関すること。」とありますが、「春日部市教育委員会事務局組 織規則」において、包括できることから削除するものです。

次に、第7条につきましては、標準の年間給食実施日数を規定しておりますが、この後、報告27号でお伝えしますが、公会計制度導入に伴い制定した「学校給食費の管理に関する条例施行規則」との整合を図るため改めるものです。

次に、第10条、第11条、第12条につきましては、各条項の内容を同じく「学校給食費の管理に関する条例施行規則」において規定していることから、削除するものです。

次に、第17条につきましては、給食センターに備え付ける諸表簿を規定しております

が、給食センターの文書については「春日部市教育委員会文書取扱規程」に基づき管理しており、包括できることから、条文を整理するため削除するものです。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第24号 春日部市学校給食センター条例施行規則の一部改正について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

「 賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第25号 春日部市立図書館運営審議会委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。

木舟課長、お願いします。

木舟社会教育部参事(兼)社会教育課生涯学習推進担当課長(兼)視聴覚センター所長 議案第25号 春日部市立図書館運営審議会委員の委嘱について、提案理由及びその主 な内容につきまして、説明申し上げます。議案書5ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市立図書館運営審議会委員の任期満了に伴い、春日部市立図書館運営審議会条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

図書館運営審議会委員は、図書館の円滑な運営を図るため、年3回開催される会議において、図書館運営に関する事項を調査審議し、教育委員会へ助言を行うことを主な職務としております。

次に議案書6ページ「春日部市立図書館運営審議会委員候補者名簿」をご覧ください。 今回の委嘱候補者7人の構成でございますが、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者として、関係団体からご推薦をいただいた方が5名、学識経験者が1名、公募委員が1名となっております。

また、公募委員につきましては、5月1日から5月31日までの募集に対して、1名応募があり、書類選考や面接の結果、名簿番号7番の永田京子さんを候補者に選定したものです。

なお、今回、新たに図書館運営審議会委員をお願いする方は、名簿番号2番の柴田 泉 さん、4番の飯塚 綾子さん、5番の土屋 幸代さんの3人でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第25号 春日部市立図書館運営審議会委員の委嘱について、原案どおり決するに、 賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案どおり可決と決しました。 次に、議案第26号 春日部市市史編さん委員会委員の委嘱についてを議題とし、説明 を求めます。中野課長、お願いします。

中野文化財保護課長

議案第26号 春日部市市史編さん委員会委員の委嘱について、提案理由及びその主な 内容につきまして、説明申し上げます。議案書7ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市市史編さん委員会委員の任期満了に伴い、 春日部市市史編さん委員会条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでご ざいます。

市史編さん委員会の所掌事務でございますが、「教育委員会の諮問に応じ、市史編さん事業に関する基本方針及び基本計画について審議する」こととなっております。また、その組織でございますが、条例第3条第1項で、委員は10人以内をもって組織し、同条第2項では、1号委員として社会教育委員、2号委員を文化財保護審議会委員から、3号委員を学校関係者から、4号委員を学識経験者から、5号委員を公募に応じた市民により構成することとなっております。

次に議案書8ページ「春日部市市史編さん委員会委員候補者名簿」(案)でございますが、名簿番号2番が空欄となっております。選出母体となります附属機関からの推薦者がございましたので、本日配付いたしました黄色のフセンが貼付されております別紙を恐れ入りますがご覧ください。

名簿1番の中島様は社会教育委員、2番の浜島様は文化財保護審議会委員、3番の田矢様は学校関係者からとなります。また、4番から9番の6名は4号委員の学識経験者にあたり、教育史、歴史学、民俗学、自然史、行政経験者と、市史の編さんを推進する上で欠かすことができない領域をご専門とする方々でございます。名簿10番の大川様は公募に応じた市民で、4月1日から5月2日までの募集に対して、1名の応募があり、書類選考や面接の結果、候補者に選定したものです。

なお、今回、新たに市史編さん委員会委員をお願いする方は、名簿2番の浜島様、10

番の大川様の2名でございます。任期につきましては、令和4年8月1日から令和6年7月31日までの 2π 年となります。

説明は、以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第26号 春日部市市史編さん委員会委員の委嘱について、原案どおり決するに、 賛成の委員の挙手を求めます。

「 賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案どおり可決と決しました。

次に、議案第27号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱についてを議題とし、説明を求めます。清水課長、お願いします。

清水スポーツ推進課長

議案第27号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、提案理由及びその主な内容 につきまして、説明申し上げます。議案書9ページをご覧ください。

はじめに、提案理由でございますが、春日部市スポーツ推進委員の補充に伴い、春日部市スポーツ推進委員条例第3条第2項の規定に基づき委嘱したく提案するものでございます。

次に、10ページの候補者名簿をご覧ください。本日、提案させていただきます2名の候補者につきましては、令和5年12月22日まで随時募集期間に応募された方で、現在、共栄大学に在学中でございます。お二方とも、行政の視点からスポーツ推進について学びたい、これまで培ってきた自身のスポーツ経験を活かして、地域の方々にスポーツの楽しさを伝えたいというお気持ちで応募されたところでございます。

最後に、委員の任期につきましては、令和4年8月1日から令和6年3月31日でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

応募されたお二人の得意分野があれば教えてください。

清水スポーツ推進課長

名簿番号1番の岩﨑苑香様につきましては、水泳とソフトテニスのご経験があるということでございます。名簿番号2番の木下真衣様につきましては、空手道のご経験があり、現在はスイミングスクールのコーチを行っているということでございました。

鎌田教育長

ありがとうございました。他に何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

ないようですので、これより採決をいたします。

議案第27号 春日部市スポーツ推進委員の委嘱について、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。

「 賛成者挙手]

鎌田教育長

挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案どおり可決と決しました。 以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。

はじめに、報告第27号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定についてを議題とし、説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第27号 春日部市学校給食費の管理に関する条例施行規則の制定について、ご報告いたします。議案書11ページをご覧ください。

本規則は、学校給食費の公会計制度の導入に伴い、学校給食費の適切な管理を図るために、6月市議会において可決された春日部市学校給食費の管理に関する条例の施行に関し必要な事項を定めるため、制定したものです。すでに、5月の定例教育委員会において、条例の参考資料としてご説明しておりますので、主な内容についてのみご説明申し上げます。12ページをご覧ください。

まず、第3条では、申込に基づき学校給食を提供することを定め、仮に滞納などが発生 した際にも本人申請であることを担保するものです。

第4条では、給食費の額を定めるものですが、14ページの別表のとおりです。こちらは現状と同額を定めております。

戻りまして、第5条では、額の調整ということで、転入学、転学、食物アレルギーなど、 児童生徒の様々な状況に細かに対応し、日額や、減額などを行うことを定めたものです。

- 13ページの第6条以降は、管理上必要な事項として、納入方法、納期限、督促、減免などについて定めたものであります。
- 14ページの附則において、施行期日を、条例と合わせ、公会計開始の令和5年4月1日としております。

最後に、今後のスケジュールですが、今週、公会計化の概要や今後の手続き等を示した お知らせを保護者に配付いたしました。9月には、公会計化に伴う必要な手続きの詳細等 を示したお知らせや各提出書類を配付する予定となっております。 報告につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

岡田委員

14ページの別表第1において、春日部地域と庄和地域とでの額の違いがあるようですが、その理由を教えてください。

柴山学務課長

春日部地域は自校式で給食を提供しておりますが、庄和地域は給食センターで給食を作り配食することから、調理に係るコストが異なるため、額に差が生じています。

鎌田教育長

様式第3号、第4号には、市長印が押印されるのですね。

柴山学務課長

そのとおりです。なお、この市長印については、電子公印にて押印する予定です。

鎌田教育長

ありがとうございました。他に何かご質問はありませんか。

「「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第28号 春日部市未来を育む奨学金提案事業審査委員会要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第28号 春日部市未来を育む奨学金提案事業審査委員会要綱の制定につきまして、 報告いたします。議案書25ページをご覧ください。

このたび要綱の制定に至った理由・経緯でございますが、春日部市未来を育む奨学金につきましては、学業やスポーツ、芸術などの分野を問わず、日頃から思い描いている夢や希望に関する提案を募集し、審査を通過した提案事業に対しまして、奨学金を交付する事業でございます。

審査における、二次審査委員会につきましては、これまで教育長と2名の副市長が審査 委員となっておりましたが、現在、副市長が不在であることから、旧要綱を廃止し、新た に「春日部市未来を育む奨学金提案事業審査委員会要綱」を制定したものでございます。

議案書の26ページをご覧ください。第4条第3項につきまして、副委員長については、

「教育委員会の所管に属する事務を担当する副市長」から「行政統括監」に変更したものです。

次に、同じく第4条第4項につきまして、「委員は、前項に規定する副市長以外の副市長」から「学務指導担当部長」に変更したものです。

議案書27ページをご覧ください。「附則」として、この要綱の施行日を、市長決裁の あった令和4年6月15日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第29号 春日部市学校給食費支援事業補助金交付要綱の制定についてを議題とし、説明を求めます。

柴山課長、お願いします。

柴山学務課長

報告第29号 春日部市学校給食費支援事業補助金交付要綱の制定について、ご報告いたします。議案書28ページをご覧ください。

はじめに、要綱の制定に至った理由・経緯でございますが、

新型コロナウイルス感染症の影響により食材料費等の価格が高騰する中、栄養バランスの 取れた質の高い給食を安定的に提供し、かつ、高騰分を市が負担することで、保護者への 支援を図ることを目的として、一食20円程度の補助を行うことといたしました。

そのため、補正予算を上程し、6月春日部市議会において可決をいただき、先般の6月 の定例教育委員会においてご報告させていただきました。

この度、要綱を制定しましたので、改めてご報告をさせていただきます。

議案書29ページをご覧ください。要綱の主な内容について説明申し上げます。

はじめに前提といたしまして、この補助金要綱については、私会計により運営している 春日部地域の給食費支援に必要な事項を定めているもので、公会計の庄和地域については、 食材料費として予算を上乗せすることで対応しております。

第1条では、本要綱の目的は先ほどの説明のとおり、食材料費の高騰分を市が負担することで、安定的な給食提供と保護者の経済的な負担を軽減することを目的としています。

第2条では、補助対象事業等として、食材料費にあてることを定めております。

第3条では、補助金の額を定めております。児童又は生徒数に給食実施回数と20円をかけた金額となり、小学校が約3千万円、中学校が約1千6百万円と試算しています。

第4条以降では、補助金の交付手続きについて定めております。

31ページをご覧ください。この要綱の施行期日は、市長決裁のあった日とされており、 令和4年7月6日から施行しております。 報告につきましては、以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

次に、報告第30号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理についてを議題とし、説明を求めます。

大野課長、お願いします。

大野学務指導担当次長 (兼) 指導課長

報告第30号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について、ご報告を申し上げます。

本案件については、春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条により、教育委員会の会議における議案となる案件でございますが、同第3条により教育長が専決処理を行なったものでございます。

議案書41ページをご覧ください。春日部市学校運営協議会規則の規定に基づき、対象 学校の校長からの申出を受け、学校運営協議会委員として任命するものでございます。

議案書42ページが学校運営協議会委員名簿となっております。本日ご報告させていただく小渕小学校を含めまして、現在、市内21校205名の方々を学校運営協議会委員として任命しております。

報告は以上でございます。

鎌田教育長

何かご質問はありませんか。

鎌田教育長

今回の報告により、令和4年度の学校運営協議会委員の任命は完了したということでよろしいでしょうか。また、令和5年度以降の任命については、3月の定例教育委員会までに議決事項として提出されるという理解でよろしいでしょうか。

大野学務指導担当次長(兼)指導課長

はい、今回の報告で委員の任命は完了しました。また、令和5年度以降の任命について も、3月の定例教育委員会等で議案として提出させていただく予定です。

[「ございません」と言う人あり]

鎌田教育長

以上で報告を終了します。

それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。

中島学校教育部長

8月定例会につきましては、8月18日、木曜日、午後1時30分から、本会場、教育センター2階、視聴覚ホールでの開催を予定しております。 以上でございます。

鎌田教育長

以上で、7月定例教育委員会を閉会いたします。